

昭和 28 年

大阪府民府所得推計報告

昭和 30 年 7 月

大 阪 府

は し が き

この報告は、昭和28年の大阪府民所得を示したものであります。

府民所得は昭和26年以来、関係各方面の御指導の下に研究を重ね、既に3回にわたって発表してきましたが、今回は従来の資料に更に検討を加えて、分配所得・産業別所得・個人所得・個人支出について推計したものをまとめて発表する次第であります。

もとより所得推計の目的は、それを府民経済に関する明確な認識と共に、総合的な判断を得るための基本的資料とするためのものであって、この観点からこの報告が大阪府産業構造の解明に、所得分配に、生活水準等に関して、広範囲にかつ有効に利用されて、府民経済の発展の上に寄与することがありますならば、私共としましてはなほだ幸いかと存ずる次第であります。

なお、この報告は将来共継続するものでありますが、より完璧を期する上から各位の忌たんのない御批判を願って止まないものでありますと共に、本報告に当って御指導 御援助を賜わった各位に深甚の謝意を表すものであります。

昭和30年7月

大阪府総務部統計課長 坂 田 博 吉

目 次

は し が き

統 計 図

分 配 所 得 構 成 図

昭和25～28年分配府民所得の推移

産 業 別 府 民 所 得

個 人 所 得 構 成 図

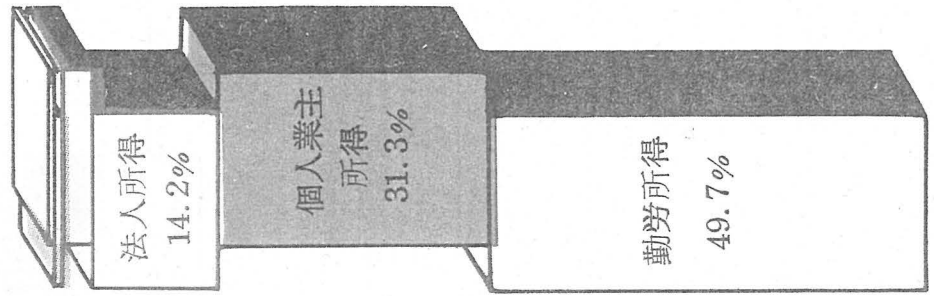
個 人 所 得 と そ の 処 分

第一章 府民所得の概念	1
第二章 昭和28年府民所得の概観	3
第三章 昭和25～28年府民所得総括表	7
第四章 昭和28年分配府民所得	10
第五章 昭和28年産業別府民所得	25
第六章 昭和28年府民個人所得	26
第七章 昭和28年府民個人支出	29

分配所得構成図

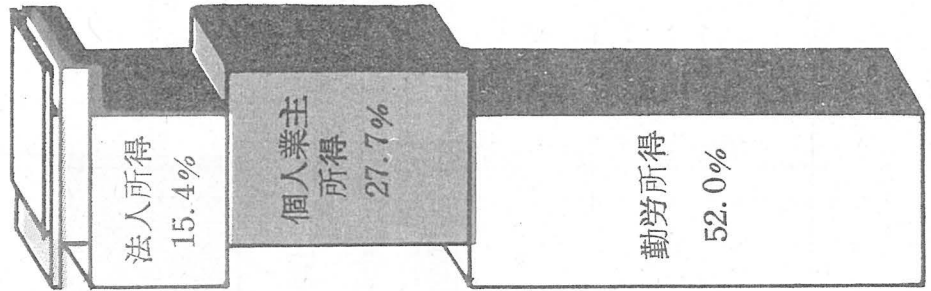
27年

公益企業剰余金 0.2%
個人利子所得 1.1%
個人貸貸料所得 3.5%



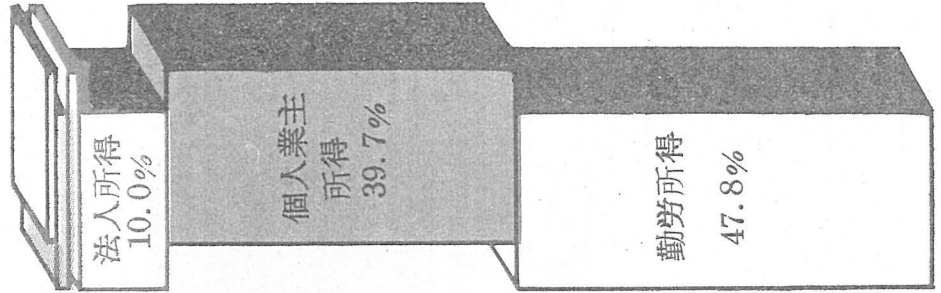
28年

0.2%
1.2%
3.5%



国民所得 (28年)

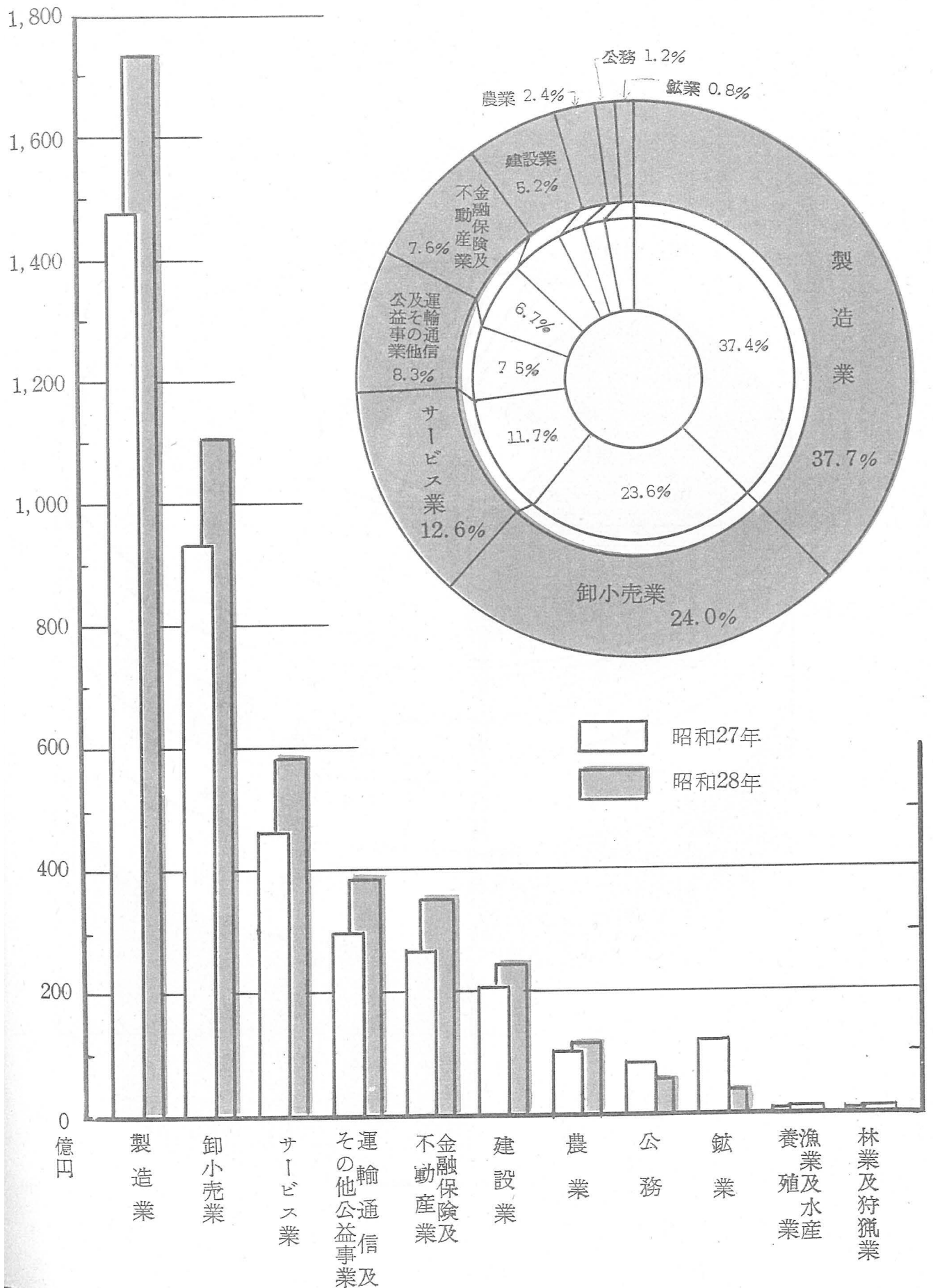
公益企業剰余金 1.0%
個人利子所得 1.7%
個人貸貸料所得 1.1%



昭和25～28年 分配住民所得の推移

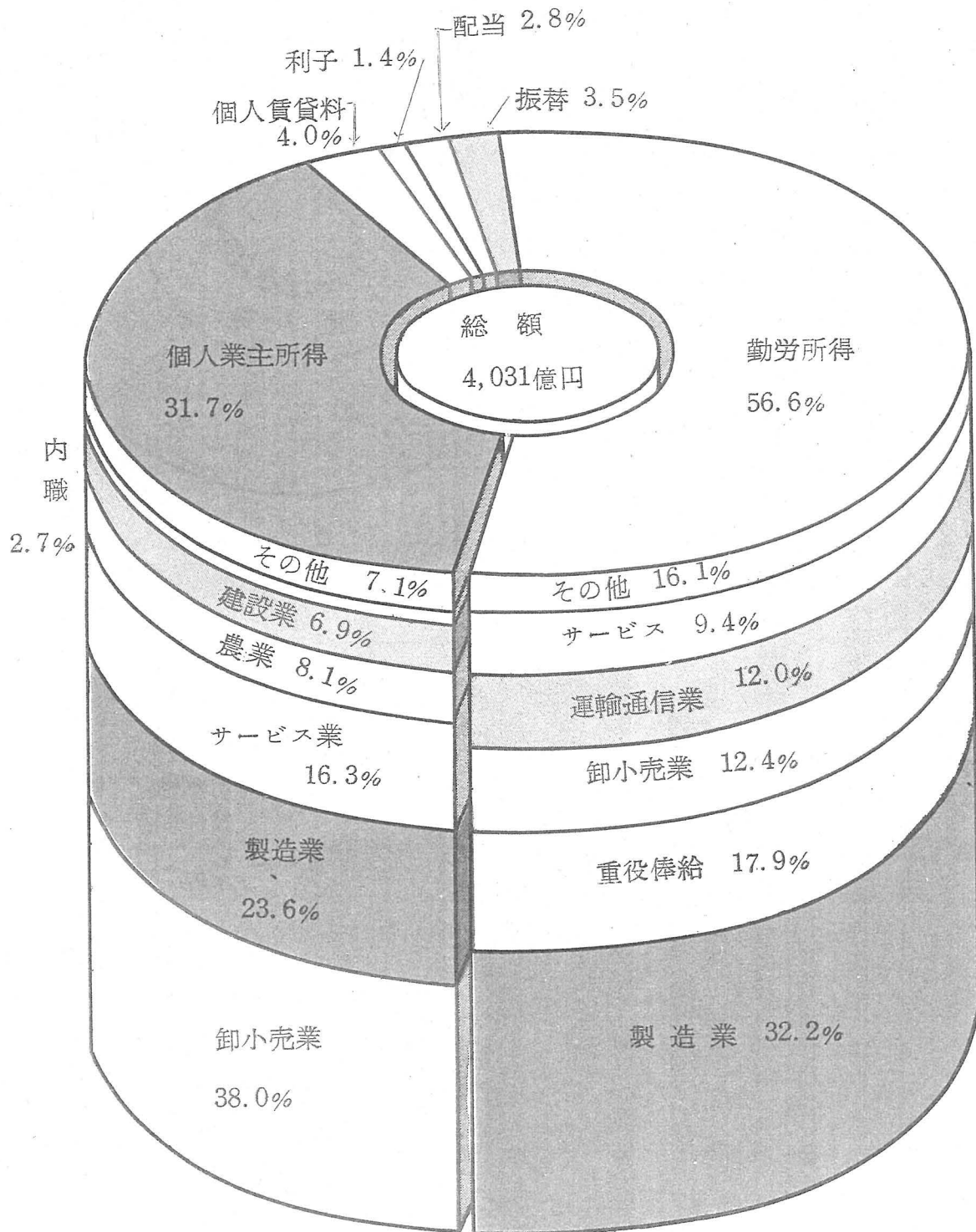
5,000 億円							
4,000 億円							
3,000 億円							
2,000 億円							
1,000 億円							
所得額	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年			年
	(2,227億円)	(3,397億円)	(3,950億円)	(4,613億円)			
	勤勞所得 (1208億円)	勤勞所得 (1,628億円)	勤勞所得 (1965億円)	勤勞所得 (2,399億円)			
	個人業主所得 (564億円)	個人業主所得 (777億円)	個人業主所得 (1,235億円)	個人業主所得 (1,279億円)			
	法人所得 (346億円)	法人所得 (830億円)	法人所得 (561億円)	法人所得 (712億円)			
	その他 (109億円)	その他 (162億円)	その他 (189億円)	その他 (223億円)			

産業別府民所得

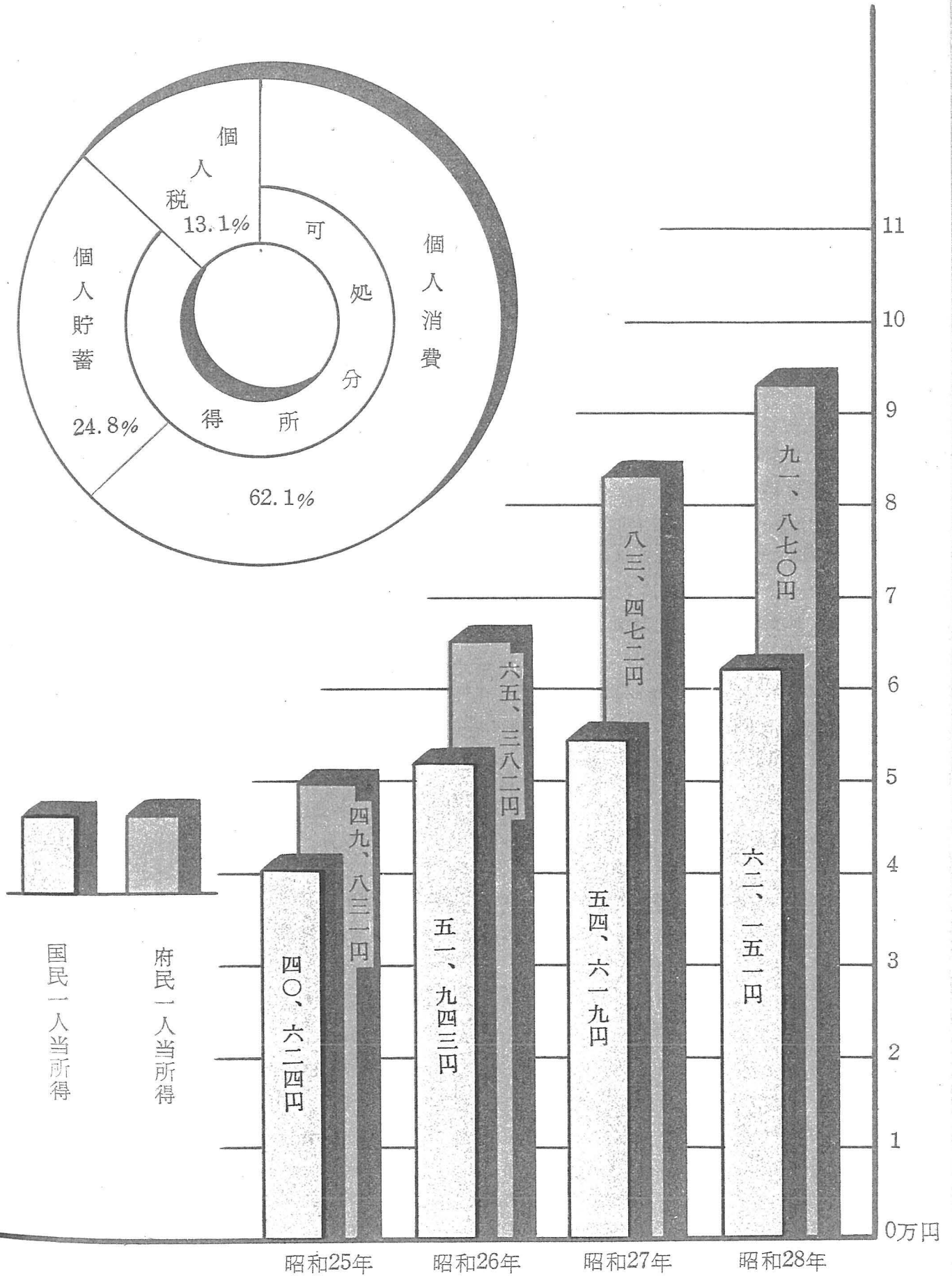
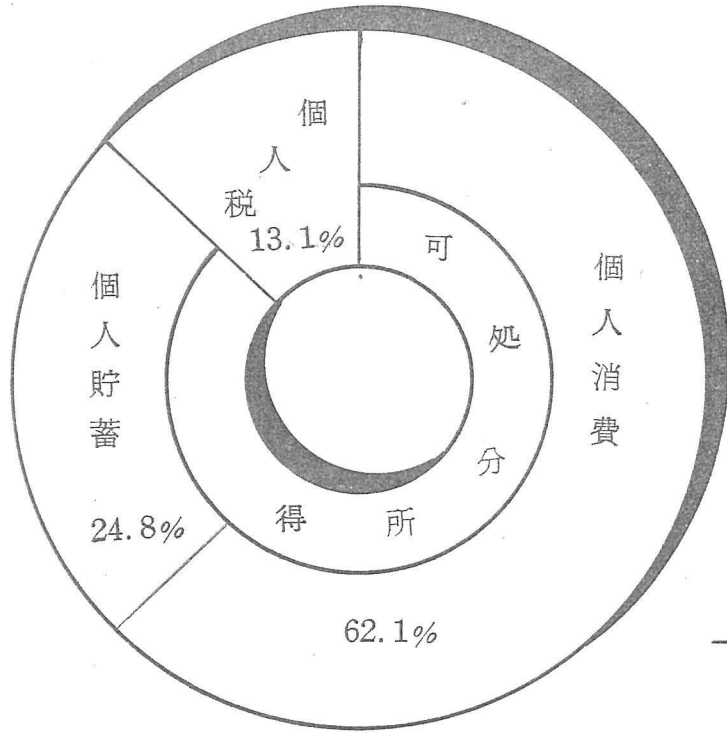


第4図

個人所得



個人所得とその処分



第一章 府民所得の概念

府民所得とは、「府経済において一定の期間のうちに生産される財貨と用役の純額」と規定される。ここで「純 (net)」とは二重計算を除去することを言う。すなわち、一般的には生産総額から生産過程において消費された原材料、半製品等の中間生産物の価額を差し引きさらに減価償却費を差し引いた純生産額のことを意味している。

また、別の表現を借りれば、府民所得は、府において一定期間に生産された財貨と用役の価値の総量を貨幣で評価したものであって、それはこの生産に参加した諸要素に分配される所得であり、次いで消費または貯蓄にあてられるものであるということが出来よう。

さらに、府民所得は、その定義範ちゆうとして「地域」をとる属地主義によるか、「住民」をとる属人主義によるかに従って2種の立場に分かれる。すなわち、府内の居住者が、府外の土地において工場・土地その他の生産手段に対して所有権を持っている場合、この所有権にかかわらずそれに従って生ずる所得は他府県にあるとする立場と、この所有権の故に他府県の所得の若干が大阪府に帰属するという立場とである。このように属地主義をとるか、属人主義をとるかによって、所得推計の結果は非常な相違を生ずるが、従来の解釈によれば、属地主義によっては握されたものを「生産府民所得 (府内純生産)」といい、属人主義によりは握されたものを「分配府民所得」として区別している。しかしながら、府民所得は、国民所得を府県単位で掌握したものであるがために、国民所得推計における以上に居住地域対活動地域の問題に、より強烈に直面するわけで、ここに最大の難点が存在し、将来の研究が期待されるのである。

次に注意すべきことは、所得推計は単にその総額を知ることだけではなく、それが生産・分配・支出など種々の面に於いてどの様に関連しているかを把握することであり、ひいては社会勘定の構成を大きく知ることである。しかし、現状では先ず第一に生産段階において各産業部門における純生産額として知り、次いで分配面では、この生産に参加した労働・土地・資本などの生産要素所得すなわち賃銀・地代・利潤などの経済主体の処分し得る種々の所得を知り、最後にこれらの所得が消費または貯蓄にどのように支出されたかを知ることである。このように所得推計を三面から行った場合、経済循環の形態を正確に知ることが出来る。故に府民所得は一面からのみでは不充分であり、生産・分配・支出の三面からみる必要がある。また、純生産物の価値の生産・分配・支出の三面を流れる府民所得は、同一の価値のものであるから、これらは理論的には同額になるはずであって、この関係を三面等価の原則といっている。

分配府民所得の概念

分配府民所得は、府民経済の流れを分配面、すなわち生産要素に帰属する段階においてとらえたもので、勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・法人所得・公営企業剰余金の6項目からなっている。これは発主主義の立場をとる関係上、その期間に生産された財貨およびサービスに見合うものであれば、たとえそれがその期間中に分配されない所得であっても、当然分配所得中に算入され、逆に当該期間の生産に見合わないものは除外される。したがって、受取主義の個人所得と比較した場合、その所得をは握する時点と内容は相違し、算出される所得も異なった結果を示すはずであるが、統計資料の関係上、実際の推計に当っては勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得は、個人所得と同一の計数を用い、個人所得より振替所得を控除し、法人税・法人留保所得・公営企業剰余金を加えさらに社会保険料被用者負担分を控除せず、雇用主負担分を加算して推計した。

勤労所得は、労働を提供したものが受取る賃銀・俸給を主体とし、個人業主所得は、企業を営む個人の事業主が得

た純利潤の総額である。個人賃貸料所得は、小作料・地代・家賃であり、借用分のみでなく自己所有の消費用をも含む。個人利子所得は、個人の受取る預貯金利子・国債・社債利子等の貨幣利子である。法人所得は、法人税・個人配当・法人留保所得の合計であり、公営企業剰余金は、歳入から歳出を差し引いた剰余金である。

府民個人所得の概念

府民個人所得は、府内に居住する個人が経済的活動を行うことによって、実際に受取る現金および現物の所得である。ここで、この実際に受取る所得には、自己所有の消費用宅地・家屋の地代家賃等は実際には現金の受け払いは行われぬが、これらのものより受けるサービスの点をも考慮してその用役を評価の上、個人所得中に算入する。

個人所得は勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配当所得および振替所得からなる。

この場合、当該期間の生産に見合わない政府および企業からの振替所得は含まれるが、個人間の単なる所得の移転や財産の転入に伴う収入は個人所得中には含まれず、また、たとえその期間中に経済的活動を提供しても支払いの行われなかった労働に対する対価は含まれない。

また分配所得は、発生した時点で所得をとらえるのに反し、個人所得は実際に支払われた時に考えられる所得概念であり、受取主義の立場をとる。たとえば、賃銀の不払いがあった場合、分配所得では労働によって生み出された労働の所得の一部として当然その不払い賃銀も所得として算定されるが、個人所得では実際に受取っていないのであるから、所得とはならない。

このように、個人所得は課税所得とも比較的近い概念であり、かつ大阪府の居住個人に現実に支払われる所得であって、活動地域のいづかを問わないから、府民所得推計上の難問題たる県際関係について最も問題の少ない所得であると言えるだろう。

府民個人支出の概念

府民個人支出は、個人所得を一定期間内に消費・貯蓄あるいは租税の形で支出される過程においては握したものである。個人所得のうちから、個人直接税を差し引いたものが可処分所得と呼ばれ、個人が自由に処分し得る所得である。そのため、個人所得と個人支出の関連は、個人所得を収入とし、消費支出・貯蓄・租税を支出として個人家計のバランスを構成するわけである。

第二章 昭和28年府民所得の概観

貨幣総額で表わした府民所得それ自体は、所得や消費の絶対的水準に関する限り何も意味することはない。けれども、それが一たん年次比較されたり、国民所得と並べられたり、あるいは現在の県際関係をより完全に掌握できた場合、他府県との比較に用いられたりするときに、その相対的水準に多くの価値を生み出すことになる。そしてこれが政府や自治体の経済政策に大きく取り入れられることになるのである。

府民所得の構成は、通常最も便利な形として生産の根源的要素への分配面にとらえられている。この要素には俸給・地代・利子・利潤等の項目があってそれぞれの労働と用役とに分類されている。そしてこれらの項目を通して大阪府民が昭和28年に受けた所得総額をみると、全体で4,613億円の前年と比較して17%の上昇となり、また全国の5兆8,522億円のうち8%ほどを所得したことになる。

分配所得を物価指数で調整した実質府民所得は下表の通りで、昭和28年では対前年比114%になった。次に生活水準についてみると、昭和25年を基準として、昭和28年は35%の増加で全国平均の21%の増加を上廻って

実 質 府 民 所 得 (昭和25年基準)

	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
1. 分配府民所得(億円)	2,227	3,397	3,950	4,613
(同上指数)	(100.0)	(152.5)	(177.4)	(207.1)
(同上対前年比)	(—)	(152.5)	(116.3)	(116.8)
2. 府人口(千人)	3,857	4,073	4,181	4,388
(同上指数)	(100.0)	(105.6)	(108.4)	(113.8)
(同上対前年比)	(—)	(105.6)	(102.3)	(105.0)
3. 一人当り名目所得(1-2)(円)	57,740	83,400	94,480	105,130
(同上指数)	(100.0)	(144.4)	(163.6)	(182.1)
(同上対前年比)	(—)	(144.4)	(113.3)	(111.3)
4. 物価指数	100.0	127.2	131.4	134.6
5. 実質府民所得(1-4)(億円)	2,227	2,671	3,006	3,427
(同上指数)	(100.0)	(119.9)	(135.0)	(153.9)
(同上対前年比)	(—)	(119.9)	(112.5)	(114.0)
6. 一人当り実質所得(3-4)(円)	57,740	65,570	71,900	78,110
(同上指数)	(100.0)	(113.6)	(124.5)	(135.3)
(同上対前年比)	(—)	(113.6)	(109.7)	(108.6)

注 物価指数は昭和25年基準による。

一 人 当 り 実 質 所 得 比 較

	大 阪 府		全 国		大阪府/全国
	一人当り実質所得	同指数	一人当り実質所得	同指数	
昭和25年	57,940	100.0	44,290	100.0	130.4
" 26年	65,570	113.6	47,930	108.2	136.8
" 27年	71,900	124.5	49,030	110.7	146.6
" 28年	78,110	135.3	53,410	120.6	146.3

いる。また、一人当り生活水準の全国対比は146%で、所得が非常に高いことがわかる。

また、就業人口一人当りの所得である労働の生産性についてみると、次表にみる様に昭和25年以来毎年10%平均増

労働の生産性

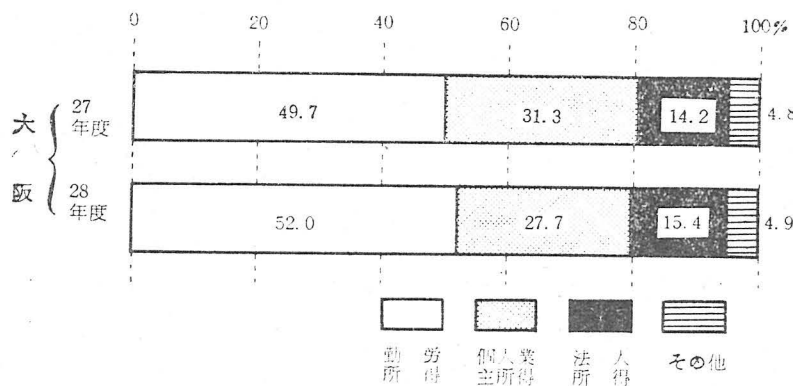
	大阪府		全国		大阪府/全国
	就業一人当り 実質生産額 円	同指数 %	就業一人当り 実質生産額 円	同指数 %	
昭和25年	135,080	100.0	103,130	100.0	150.4
“ 26年	175,690	113.6	104,160	100.7	138.7
“ 27年	192,690	124.3	113,220	111.0	170.2
“ 28年	209,860	135.3	122,760	124.9	171.0

(物価指数は昭和25年=100)

加して、昭和28年は昭和25年の35%増加となっている。また、対全国比で171%になった。

分配所得総額の構成別内訳は、勤労所得52%、個人業主所得28%、法人所得15%、その他5%となっている。こ

第6図 分配府民所得の構成



で勤労所得がこの様に大きい割合を占めるのは、大阪をはじめ6大都市圏の特異な性質であって、全国平均が48%、福井県40%、香川県39%であるのと比較して高度であるが、一方米英の勤労所得が65%位であることを考えるとはるかに及ばないところである。

勤労所得そのものの内訳は、賃金俸給所得が95%であり、対前年比122%となっていて、国民所得の

対前年比17%増加を上廻っていることが分かる。この勤労所得の中で最も大きい部分を占めるのは製造業の32%、重役俸給の18%、卸小売業の12%、サービス業の9%で、この4つで全体の71%を占めている。これに反して農林水産業の所得はわずかに0.3%にすぎない。

次に個人業主所得 (1,279億円) は、対前年比4%の増加で、全国平均が7%伸びたのに比して、低く表われたのは、大阪府の一業主当り所得が他県に比べて大きいので (全国平均対比184%)、全国平均の低所得が伸びる程度にまで達しなかったところにあるようである。この所得の中でもやはり勤労所得におけると同様に、製造業・卸小売業・サービス業が断然大きい部分を有して、全体の78%を占めている。

法人所得 (712億円) は対前年比127%でその増加は最も著しく、この中でも法人留保所得が前年に比して、32億円の増加となったことは、昭和27年の所得が朝鮮動乱終結のために約半減したことに比較して、非常な充実ぶりといえよう。しかしこの内面には、大企業のみを経営発展が大きくて、中小企業には眼にみえない圧力が加わっている傾向があることを見落してはならない。

産業別府民所得

分配所得 (4,613億円) を産業別に配分し直すと、製造業が最も大きくて38%、次が卸小売業の24%、サービス業の13%となっている。これらの第二次第三次産業の合計したものは全体の97%にも達していて、農林水産の第一次

産業はわずか3%にすぎない。このことは大阪府の産業構造が、農業方面ではほとんど存在を無視された状態であって、主産業は製造業・卸小売業・サービス業であると言えよう。また、これを別の統計より示せば、一農家当り耕作面積が全国平均9反であるのに対し、本府が4反程度であり、総農家のうちの専業農家が全国平均50%であるのに対し、本府が36%にすぎないところからも類推できよう。

次に、業種別一人当り実質府民所得

(生産能率)を調べると、昭和25年を基準として、昭和28年は35%の上昇であり、また昭和28年の対前年比は総合で109%で、農林業114%、製造業111%、卸小売業107%、サービス業118%となっている。一人当りの実質所得の最

業主別一人当り実質府民所得 (生産能率)

	昭和25年	27年	28年	27年/25年	28年/25年	28年/27年	28年-27年
全産業	155,080	193,140	209,850	124.5	135.3	108.7	16,710
農林業	—	53,720	60,990	—	—	113.5	7,270
製造業	—	194,710	215,830	—	—	110.8	21,120
卸小売業	—	216,290	230,570	—	—	106.6	14,280
サービス業	—	171,740	202,050	—	—	117.6	30,310

注 昭和25年を基準とした物価指数で調整した。

高は卸小売業の230,570円で次が製造業・サービス業と並び農林業は最低の60,990円で、昭和28年中の実質所得増加額では、農林業が最も低くて7,270円で、全産業平均の16,710円の45%にすぎない反面、サービス業・製造業・卸小売業が着実な増加を示していることが注目される。したがって、大阪府では将来所得増加の絶対額が少い農林業がある程度衰微し、その反対に企業規模が大きく、所得力のたくましい二次・三次産業の発展することが考えられ、その結果として、勤労所得が併行的に所得総額中に占める割合を増大し、その伸長度を著しくする傾向を持つであろう。

個人所得とその処分

個人所得(4,031億円)は、前年に比して16%の増加であるが、この増加の主なるものは23%増加の勤労所得である。府民一人当りの個人所得をみると、次表の通りで、昭和28年が91,870円であるのに対し、全国平均は62,150円で

一人当り名目個人所得

	大阪府	全国	大阪府/全国
昭和25年	49,830	40,620	122.7
" 26年	65,380	51,940	125.9
" 27年	83,470	54,620	152.8
" 28年	91,870	62,150	147.8

48%高い所得を得たことになる。

この所得の構成は、勤労所得が57%、個人業主所得が32%である。これに対し国民所得では勤労所得が47%、個人業主所得が50%となり、本府と逆の現象となっている。

個人所得から個人の租税公課および諸負担を差引いた残りが、いわゆる個人の可処分所得で、これは個人が自由に

消費したり貯蓄したりするわけであって、昭和28年は3,505億円となって、対前年比15%の増加となっている、この個人の可処分所得のうち、実際に日常生活に支出した個人消費支出額は、2,504億円で対前年比124%となって、個人

実質個人消費支出

	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
1. 個人消費支出(億円)	1,261	1,528	2,019	2,504
(同上指数)	(100.0)	(121.2)	(160.1)	(193.6)
(同上対前年比)	(—)	(121.2)	(132.1)	(124.0)
2. 府人口(千人)	3,857	4,073	4,181	4,388
3. 一人当り名目個人消費支出(1÷2)(円)	32,690	37,520	48,290	57,060
(同上指数)	(100.0)	(114.8)	(147.7)	(174.5)
(同上対前年比)	(—)	(114.8)	(128.7)	(118.2)
4. 物価指数	100.0	115.6	120.0	128.5
5. 実質個人消費支出(1÷4)(億円)	1,261	1,322	1,633	1,949
(同上指数)	(100.0)	(104.8)	(133.5)	(154.6)
(同上対前年比)	(—)	(104.8)	(127.3)	(115.8)
6. 一人当り実質個人消費支出(3÷4)(円)	32,690	32,460	40,240	44,400
(同上指数)	(100.0)	(99.3)	(123.1)	(135.8)
(同上対前年比)	(—)	(99.3)	(124.0)	(110.3)

所得の伸び(15%)を上廻っていることが注目される。また一方、一人当りの実質個人消費支出額は、昭和25年基準の物価指数で補正したもので、25年が32,690円、26年が32,460円、27年が40,240円、28年が44,400円となり、年次比較では、25年100%、26年99.1%、27年123%、28年135%となつている。また、昭和28年の一人当り名目個人消費支出額は57,060円で、国民所得ではこれが50,760円となっているから、府民の方が12%高い消費支出を行ったことになる。

次に、個人総支出のうちに占める個人税の割合、すなわち、租税負担率についてみると、昭和26年が12%、27年が13%、28年も13%になっているが、これに対して28年の国民所得では7%であるから、府民の方が負担が大きいと言えよう。ただし、このように負担率が高いのは、高額所得者による多額の所得税の影響によるものであるから、租税負担の分布が明らかにされれば、解明されるところであろう。

参 考 表

	昭和9~11年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
1. 農村物価指数	1.0	249.0	279.0	284.4	293.5
2. 消費者物価指数	1.0	220.0	255.5	266.1	286.2
3. ウイ{農村 1×12%	0.12	29.9	33.5	34.1	35.2
4. エト{都市 2×88%	0.88	193.6	224.8	234.2	251.9
5. 総合消費財物価指数(3+4)	1.0	(100.0) 223.5	(115.6) 253.3	(120.0) 268.3	(128.5) 287.1
6. 生産財実物価格指数	1.0	253.0	340.5	350.7	350.4
7. ウイ{消費財物価 5×42%	0.42	93.9	108.5	112.7	120.6
8. エト{生産財物価 6×58%	0.58	146.7	197.5	203.4	203.2
9. 綜合物価指数(7+8)	1.0	(100.0) 240.6	(127.2) 306.0	(131.4) 316.1	(134.6) 323.8
10. 府人口指数	—	100.0	152.5	177.4	207.1

- 注 1 農村物価指数は農林省調、農家購入品物価指数のうち家計用品指数をとった。
 2 消費者物価指数は総理府統計局調、昭和26年(小売物価)で戦前リンクしたものである。
 3 総合消費財物価指数算出に用いたウエートは、昭和25、26両年度における個人消費支出額のうち農家人口と非農人口の消費額の割合によった。
 4 生産財実物価格指数は、26年1月まで生産財実物価格指数(日銀調)、26年2月以降は生産財東京卸売物価指数(日銀調)を用いた。
 5 消費財物価指数と生産財実物価格指数を総合するウエートは、昭和25・26両年度の府民総支出の構成を推計して42対58とした。